1) 平面乗り入れ案

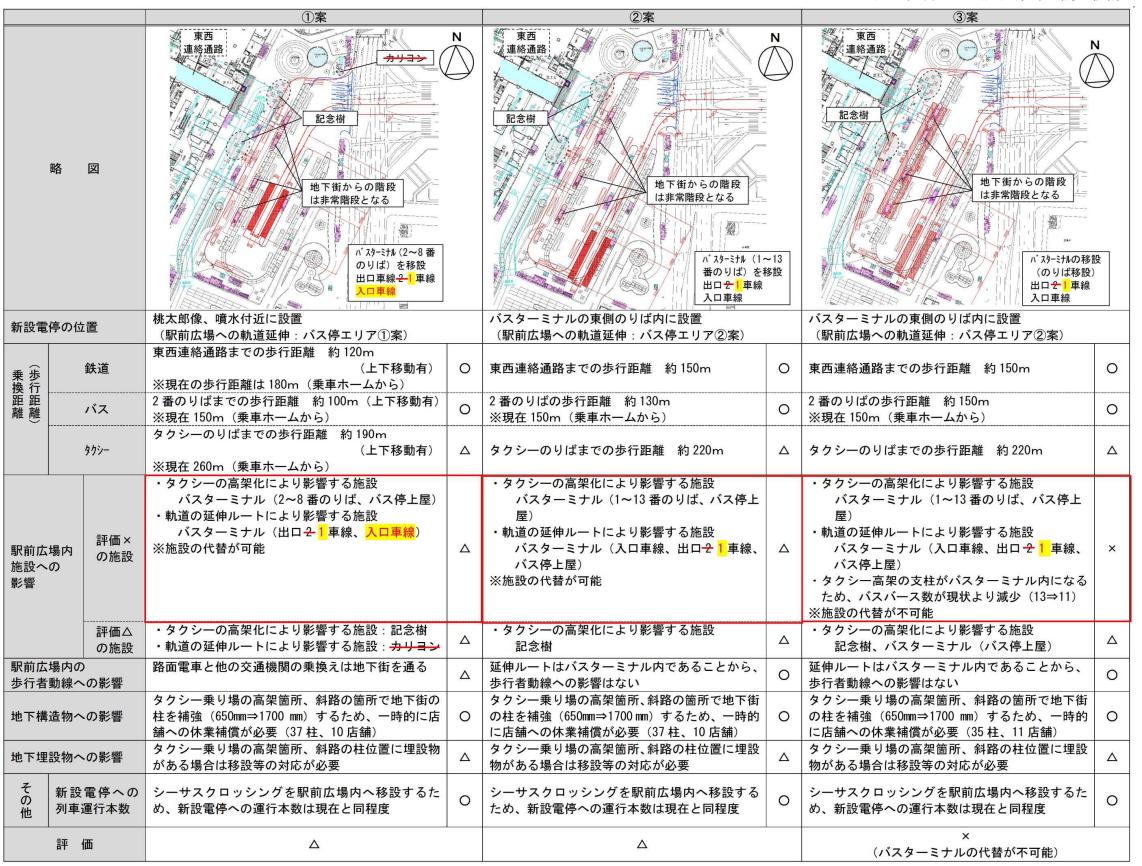
平面乗り入れ案の比較(その3)

平成27年1月20日(火)第2回調查檢討会

	バス停エリア(路面電車とバスの乗換利便性を高めた延伸ルート)			タクシーエリア (路面電車とタクシー・バスの乗換利便性を高めた延伸ルート)			
	①案	②案		①案		②案	
略図	東西 連絡通路	東西 連絡通路 バスターミナル 入口車線、 出口-2 車線	x	東西 連絡通路 タクシーのりば (のりば、上屋) バスターミナル (8番のりば、バス停上屋)	x	東西連絡通路 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
新設電停 の位置	バスターミナルのバスプール内に設置	バスターミナルの東側のりば内に設置		東西連絡通路の南側、タクシーのりば付近に設置		タクシープール内に設置	
乗歩	東西連絡通路までの歩行距離 約 110m (地下街を通る)	〇 東西連絡通路までの歩行距離 約 130m	0	東西連絡通路までの歩行距離 約 30m	0	東西連絡通路までの歩行距離 約 130m	
(歩 乗行 距離 ・バス	(地下街を囲る <i>)</i> 	◎ バス総合案内所までの歩行距離 約90m	0	バス総合案内所までの歩行距離 約 30m	0	バス総合案内所までの歩行距離 約 110m O	
999	(地下街を通る)	〇 タクシーのりばまでの歩行距離 約 140m		タクシーのりばまでの歩行距離 約20m	0	タクシーのりばまでの歩行距離 約 100m O	
駅前広 駅前広 場内へ の影響	The state of the s	 ・バスターミナル (8~13 番のりば、入口車線、出口子 1 車線、バス停上屋) × ※施設の代替が不可能 		・バスターミナル (8番のりば、バス停上屋) ・タクシーのりば (のりば、上屋) ※施設の代替が可能 ※タクシーのりば内の車道、地下駐車場からの車道 の2箇所で延伸ルートと平面交差する	Δ	・地下自転車駐車場等出入口 ※施設の代替が可能 ※地下駐車場からの車道が延伸ルートと平面交差す △ る	
	 ∆ なし 設	_ なし	_	なし	_	・タクシープール 🛕	
駅前広場内の 歩行者動線 の影響		・延伸ルートによる歩行者動線への影響はない	0	・バスターミナルの 9~13 番のりばの動線上に延伸 ルートが横断 ・列車通行時の歩行者の安全面の確保が困難	×	・延伸ルートによる歩行者動線への影響はない 〇	
交差点、 市役所館 への影響		・バスターミナルの入口側車線と出口側 5 車線のう	Δ	・市役所筋の 2 車線分が使用不可となり、交通処理ができなくなる (注 2) ・市役所筋と駅前広場との間に信号処理が必要	×	・市役所筋の 2 車線分が使用不可となり、交通処理ができなくなる(注 2) × ・市役所筋と駅前広場との間に信号処理が必要	
前 交差点と 交差点と 軌道の 交差角度	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	交差点東側: 89 <mark>86° 交差点西側: 65 62° および 63 <mark>60° ※交差点西側は曲線によって軌道間隔が広がるため線路別で交差角度が異なる</mark></mark>	Δ	交差点東側: 57 <mark>54</mark> ° および 48 <mark>45</mark> ° (注 2) 交差点東側は曲線によって軌道間隔が広がる ため線路別で交差角度が異なる	Δ	交差点東側: 57 <mark>54</mark> ° および 48 <mark>45°</mark> (注 2) 交差点東側は曲線によって軌道間隔が広がる ため線路別で交差角度が異なる	
そ新設電のへの列他運行本数	ノーリヘンロッシンツで利政电庁へ移放りるため、	O シーサスクロッシングを新設電停へ移設するため、 新設電停への運行本数は現在と同じ	0	シーサスクロッシングを新設電停へ移設するため、 新設電停への運行本数は現在と同じ	0	シーサスクロッシングを新設電停へ移設するため、 新設電停への運行本数は現在と同じ	
評価	× (バスターミナルの代替が不可能)	× (バスターミナルの代替が不可能)		× (バス利用者の歩行者動線の安全面に影響、市役所能 交通処理が不可)	筋の	× (市役所筋の交通処理が不可)	

2) 平面乗り入れ(タクシー高架)案

平成27年1月20日(火)第2回調查檢討会



3) 高架乗り入れ案

平成27年1月20日(火)第2回調查検討会

